

第2号様式(第10条関係)

令和6年7月17日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 末松 文信



令和6年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名 末松 文信

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	1,668	公明新聞1/2(R6年4年分) 八重山日報1/2(R6年4月分)
事 務 所 費	54,707	家賃1/2(R6年4月分) 電気1/2(R6年4月分) 水道1/2(令和6年4月分)
事 務 費	20,023	コピー機リース代・使用代1/2(令和6年4月分) 固定電話1/2(R6年4月分)
人 件 費	81,020	給与全額(R6年4月分) 労働保険(令和6年度分)
合 計	157,418	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 292,582 円

## 経費区分別支出一覧表

経費区分      資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/30	公明新聞(4月)	1,887	1/2	943
4/30	八重山日報(4月)	1,450	1/2	725
資料購入費 充当合計		/	/	1,668

}

{

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

〈おきん〉をご利用いただきありがとうございます。

**おきんキャッシュカードご利用明細**

●お支払後の元帳残高頭部に「-」印字がある場合はご融資残高(総合口座、カードローン)を表わします。

取引内容 お振込	取扱日 060430	連続番号 4242	取扱店番 [REDACTED]						
銀行番号 [REDACTED]	取引店番 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]							
万 0	五千 0	二千 0	千 2	500 0	100 0	50 0	10 0	5 0	1 0
センター取引時刻 15:30:47				取引金額 ¥1,887					
センターコード [REDACTED]				お取引後残高					
*****				備考(手数料) デスウリヨウ オツリ		¥110 ¥3			

お振込先  
沖縄銀行

お受取人 タイラ サトシ 様  
ご依頼人 スエマツブソン 様  
0980-43-5280  
振込日 06.04.30 N031223  
①沖縄銀行

4 月分

充当割合 1/2

(1,887 × 1/2 = 943)

充当金額 943円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

領収書

令和6年4月30日

未松 文信 様

金額 ￥ 1,450 -

但し、令和6年4月分購読料（軽減税率対象）として上記正に領収いたしました。

内訳

軽減税率	金額（税抜）	2,686
8%	消費税額	214
税率	金額（税抜）	
10%	消費税額	



THE YAEYAMA NIPPO

株式会社八重山日報社

代表取締役 宮良 薫

〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F

TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

登録番号：T9360001013205

領収者印



4月分 充当割合 1/2 ( 1,450×1/2=725 )  
充当金額 725円



充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

領収証

末松文信事務所

様 No. \_\_\_\_\_

★

¥ 93,000

但 令和6年4月分 末松文信事務所201号室家賃として

令和6年4月22日 上記正に領収いたしました 登録番号 \_\_\_\_\_

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

一般社団法人第一三興HOLDINGS  
 代表理事 山城 一三  
 沖縄県那覇市久茂地2丁目8番1号1階

4月分

充当割合 1/2

(93,000 × 1/2 =

46,500)

充当金額

46,500 円



充当割合：政務活動以外が含まれるので案分


事務所費

家賃

 **ご利用明細** いつもご利用いただき  
ありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお役かめの  
うえ大切にお待ちください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
060422		080175	
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税別)	お取引金額	
お振込		¥93,330	
お取引時刻	お取引後残高		
13:54	おつり ¥0		
琉球銀行			
口座番号			
受取人 タイイチサンコウホールディング様			
依頼人 スエマツアソシオン様			
振込日 06-04-22			
振込金額 ¥93,000			
振込手数料 ¥330			
0422065			
印紙税申告納 付につき那覇 税務署承認済			

 **琉球銀行**

102-317(23.01)

4 月分振込手数料 充当割合 1/2  
( 330×1/2=165 ) 充当金額 165円



充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

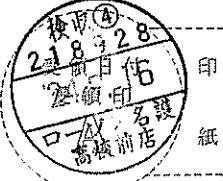
事務所費

電気代  
低圧・従量

電気料金領収証

沖繩電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 6年 5月分	料金算定期間 4月16日 - 4月29日	ご使用量 69 kWh	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	2 1 4 8	
電 気 番 号 60269-119-1-5	ご契約種別 従量電灯	所轄消費税率相当額(10%)円 195	
ご依頼人 末松 文信 様 ご使用場所 名護市宇露里448-5 琉興ビル 201 ご契約者 末松 文信 様			
支払期日(上記参照)	R 6年 6月 17日		
金融機関取扱期限日	R 6年 6月 27日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 6年 7月 7日まで		
備 考	日 附 印		
	72334 24.613 名護市宇露里 琉興ビル		
	収入印紙		
	(A)お客様主控		

5月分 充当割合 1/2  
 $(2148 \times \frac{1}{2}) = 1074$  充当金額 1074 円

受取書 (ご依頼人控)	
ご依頼日	年 月 日
金額	4,308 円
先方銀行	三井住友銀行
受取人	ニッテレ・サービサー 電話：092-283-2231
ご依頼人	末松 文信 様
手数料	円 CV S 収納用
「上記のとおり振込金として受取りました。」 	
代行会社：三井住友カード株式会社	

事務所撤去為  
 5月分電気代E4月分と間違ひ  
 先に支払いは済む

4月分 充当割合 1/2  
 $(4308 \times \frac{1}{2}) = 2154$  充当金額 2154 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

電気代

低圧・従量

高圧

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 6年 5月分	料金算定期間 4月16日~ 4月29日	ご使用量 19kWh	
金額	億	千	百
		2	1
		5	9
支払先	取引先 行名	支店	
電気番号 60269-119-2-4	契約種別 低圧電力	所得割徴収率等附加額(10%)円 196	
ご依頼人 末松 文信 様 ご使用場所 名護市字宮里448-5 琉興ビル 201 ご契約者 末松 文信 様			
支払期日(上記参照)	R 6年 6月 17日		
金融機関取扱期限日	R 6年 6月 27日まで		
コンビニ等取扱期限日	R-6年 7月 7日まで		
備考	収入印紙 24,613 (A)お客さま控		

領収証は、大切に保管してください。

5. 月分 充当割合 1/2

(2159 x 1/2 = 1079) 充当金額 1079 円

受取書 (ご依頼人控)

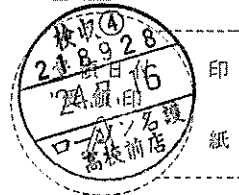
ご依頼日	年 月 日
金額	4,452 円
先方銀行	三井住友銀行
受取人	ニッテレ・サービサー 電話: 092-283-2231
ご依頼人	末松 文信
手数料	CVS 収納用

事務所撤去の為

5月分電気代を4月分と勘違い

先に支払いました。

「本記のとおりに振込金として受取りました。」



代行業社: 三井住友カード株式会社

4. 月分 充当割合 1/2

(4,452 x 1/2 = 2226) 充当金額 2226 円

月

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

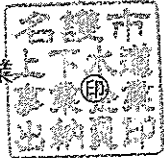
水道

水道番号	0114-1773-02
住所	宮里448-5(201)
氏名	末松 文信 様

上下水道料金収入原符

No 017756

(納入者用)

年 月 分		R6. 4月分			合 計
上水	上水量	4 m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	上水道料金(税込)	2,090 円	円	円	円
下水	下水量	4 m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	下水道料金(税込)	935 円	円	円	円
督促手数料		0 円	円	円	円
再開手数料		0 円	円	円	円
合計金額(税込)		3,025 円	円	円	3,025 円
(消費税 10%対象 3,025 円 内税 275 円)					
R6年 4月 30日 領収しました。					
名護市上下水道事業 企業出納員				名護市上下水道事業 現金取扱者 徴収受託者	

◎この領収書は五年間保存してください。

登録番号：T4800020002833

4月分 充当割合 1/2

(3,025 × 1/2 = 1,512.5)

充当金額 1,512円

# 事務所費充当状況申告票

議員名 米松 文信

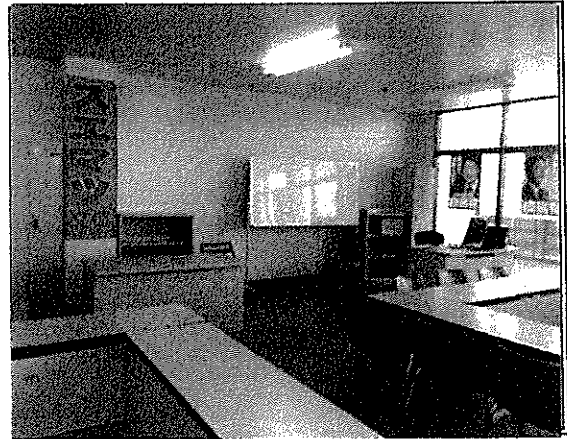
1. 事務所の状況

住所 石護市喜屋 448-5 琉興リースビル 201 (賃ビル)

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合 50%

充当割合の説明: 自民党石護支部事務所と併設のため

(関係経費)

家賃(月額)	<u>90,000円</u>
その他	<u>米松後 3,000円</u> 円

(充当額)

家賃(月額)	<u>45,000円</u>
その他	<u>1,500円</u> 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

米松 文信



統一様式 - ②

事務所概要申告票

議員名 末松 文信

1. 物件の所在

住所	名護市宮里448-5 琉興ビル201	
電話番号	0980-43-5280	

2. 所有区分


<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件


※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 (株式会社 南部再資源センター ) ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

末松 文信 

賃貸人 氏名 株式会社 南部再資源センター 

住所 糸満市西崎町5丁目3番9

## 建物賃貸借契約書

賃貸人(以下「甲」という)と賃借人(以下「乙」という)並びに乙の連帯保証人(以下「丙」という)とは、以下の条項により、建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結し、それを証するため本契約書2通を作成し、甲及び乙はその1通を保有する。

2023年 12月 30日

## (1) 賃貸借の目的物

建 物	所在地	沖縄県名護市字宮里448-5			
	名称	琉興ビル			
	構造等	鉄筋コンクリート造	3階建		
	築年月	1991年 11月			
住 戸	住戸番号	201 号室	専有面積	119 m <sup>2</sup>	間取り
付 属	敷地内駐車場		番		

## (2) 契約期間

契約期間	始期	2024年 1月 1日	から	終期	2025年 12月 31日	までの	2年間
------	----	-------------	----	----	---------------	-----	-----

## (3) 賃料等

賃料	月額	90,000 円	毎月30日までに、翌月分を「口座振込」の方法で支払う。 振込手数料等は乙の負担とする。
共益費	月額	3,000 円	
駐車場代	月額	円	
礼金		0 円	家賃入金口座 琉球銀行 [REDACTED] 口座名義: (株)南部再資源化センター 琉興マンション管理室
敷金		90,000 円	
保証委託料		円	
家財保険料	2年間	円	
更新料		無し	

## (4) 特約事項

乙は、貸室の退去時には次に掲げる費用を負担する。

- ハウスクリーニング代は、甲の指定する業者へ依頼し、退去の立ち会いを行うものとする。
- ハウスクリーニングにかかる電気・水道代として、一律2,000円をいただくものとする。
- カギの交換代10,000円(税別)は、乙負担とする。

設備の概要	電気	沖縄電力コールセンター 0120-586-390
	水道	名護市役所水道業務課 0980-53-1212(代)
	ガス	沖縄協同ガス 0980-52-3119

## 契約の当事者

賃貸人(甲)	住所	沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地9 [REDACTED]
	氏名	株式会社南部再資源化センター [REDACTED] TEL: 098-995-0360
賃借人(乙)	住所	名護市大西1-15-5
	氏名	末松文偉 [REDACTED] TEL: [REDACTED]
	同居人氏名	[REDACTED] TEL: [REDACTED]
連帯保証人(丙)	住所	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED] TEL: [REDACTED]

# 事務所費

## 第1条(総則)

甲は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という)を本契約に定める条件により乙に賃貸し、乙は本物件を賃借する。

## 第2条(使用目的)

乙は、事務所のみを目的として使用しなければならない。

## 第3条(入居人)

本物件に入居する人は、頭書(5)に記載する乙およびその同居人とする。

## 第4条(契約期間)

- 1 契約期間は、頭書(2)に記載のとおりとする。
- 2 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。
- 3 乙およびその同居人が本物件を退去した場合は、契約期間中であっても、本契約は終了する。

## 第5条(賃料)

- 1 乙は、頭書(3)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 2 1か月に満たない期間の賃料は、その月の日数での日割計算した額とする。
- 3 甲および乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議のうえ、賃料を改定することができる。
  - ① 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
  - ② 土地または建物の価値の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
  - ③ 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

## 第6条(共益費)

- 1 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という)に充てるため、共益費を、その定めのある場合は、甲に支払うこととする。
- 2 前項の共益費は、頭書(3)の記載に従い、支払わなければならない。
- 3 1か月に満たない期間の共益費は、その月の日数での日割計算した額とする。
- 4 甲および乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議のうえ、共益費を改定することが出来る。

## 第7条(敷金)

- 1 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(3)の記載する敷金を甲に預け入れることとする。
- 2 乙は、本物件を明渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができない。
- 3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で乙に返還しなければならない。
- 4 前項の規定に基づき甲が敷金を返還する場合は、甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差引くことができる。
- 5 前項の規定に基づき甲が債務の額を敷金から差引く場合は、甲は、敷金から差引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

## 第8条(遅滞損害金)

乙は、頭書(3)に規定する支払期日までに賃料および共益費の全部または一部を支払わなかったときは、遅滞した額に対し、支払期日の翌日から当該賃料および共益費の支払日までの日数に応じ、年14.6%の割合による遅滞損害金を甲に支払わなければならない。

## 第9条(禁止または制限される行為)

- 1 乙は、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。
- 2 乙は、本物件の増築、改築または改造を行ってはならない。
- 3 乙は、本物件の使用にあたり、別表1に掲げる行為を行ってはならない。
- 4 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表2に掲げる行為を行ってはならない。
- 5 乙は、本物件の使用にあたり、別表3に掲げる項目に該当する場合には、甲に通知しなければならない。
- 6 乙が暴力組織の構成員ないし準構成員であってはならないのは勿論のこと、本物件に暴力組織、およびそれに類する団体(反社会的勢力)に関係するものを出入りさせてはならない。
- 7 乙の相続人は、乙が死亡した場合には、直ちに甲に通知しなければならない。

## 第10条(修繕)

- 1 甲は、別表4に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、別表4に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

## 第11条(費用負担)

- 1 乙は本物件で使用する電気、ガス、上下水道、電話等の諸料金、その他乙の生活から生じる一切の諸料金、ならびに自治会費等の諸費用を負担する。
- 2 乙または入居者は、本契約が存続する間、継続して住宅総合保険に加入し、その費用を負担する。

## 第12条(契約の解除)

- 1 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
  - ①第5条第1項に規定する賃料支払義務
  - ②第6条第2項に規定する共益費支払義務
  - ③前条第1項後段に規定する費用負担義務
- 2 甲は、乙が次の各号に掲げる項目に該当した場合において、当該項目に該当したことにより、本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
  - ①第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に違反したとき
  - ②第9条各項に規定する乙の義務に違反したとき
  - ③その他本契約書に規定する乙の義務に違反したとき
  - ④本物件の賃貸借申込書についての虚偽事項の記載その他不正な方法により入居したとき
- 3 乙が、本物件を甲に無断で15日以上に渡って引き続いて留守にし、しかも、その間に乙から甲に対して、何等の連絡もしなかった場合には、その留守期間の満1カ月目をもって、乙は本契約を解除したととする。

## 第13条(解約の申入れ)

- 1 甲は、乙に対して少なくとも180日前に正当な事由に基づき書面による解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して少なくとも30日前に書面による解約の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙は、解約の申入れの日から30日分の賃料・共益費(本契約の解約後の賃料相当額・共益費相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過するまでの間、随時に本契約を解約することもできる。
- 4 本条項の解約申入れの日は、当事者がその書面を相手方に出した郵便物の消印をもって充てる。

## 第14条(明渡し)

- 1 乙は、本契約が終了する日までに(第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
- 2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。
- 3 甲および乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容および方法について協議することとする。
- 4 乙は、本契約が終了した後において本物件を明け渡さないときは、不法居住による賠償金として契約終了日の翌日から明渡し日までの期間につき、賃料および共益費の日割額の2倍に相当する金額を甲に支払わなければならない。但し、甲は、特別の事情があると認めるときは、これを減額し、または免除することができる。

## 第15条(立入り)

- 1 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。



# 事務所費

## 第16条(連帯債務)

本契約上生じる乙の甲に対する一切の債務は、丙が連帯して履行義務を負うこととする。  
なお、丙は本契約が更新された後も、引き続き連帯保証人としての責めを負うものとする。

## 第17条(天災および収用)

天災、地変、その他甲の責めに帰することのできない事由により、本物件を通常の用に供することができなくなったとき、また、将来都市計画等により本物件が収用、または使用を制限され賃貸借契約を維持することができなくなったときは、本契約は当然終了する。また、そのことにより生じた損害についても甲はその責めを負わないものとする。

## 第18条(法人契約)

- 乙が法人の場合は、原則として入居者を定め、入居者の入れ替えはできないものとする。また、乙は入居者に本契約各条文等を遵守させなければならない。
- 本契約終了の際、乙は責任をもって入居者を立退かせ、本物件の完全な明渡しを行わなければならない。

## 第19条(代理交渉)

乙は、本物件、本契約の内容に関し、甲に対して団体・個人を問わず弁護士以外の代理人による交渉は行わないものとする。

## 第20条(規定外事項および疑義)

甲および乙は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決することとする。

## 第21条(管轄裁判所)

甲および乙は、本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

## 第22条(特約条項)

頭書(4)に記載のとおり。

### 別表第1(第9条第3項関係)

- ①鉄砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- ②大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること
- ③排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと
- ④大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと
- ⑤犬、猫、鳥、魚等の動物を飼育すること
- ⑥本物件を故意に損傷すること
- ⑦共同生活の秩序を乱す行為をすること

### 別表第2(第9条第4項関係)

- ①階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
- ②本物件、および階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
- ③頭書(5)に記載する同居人に新たに親族(事実上の婚姻関係と同様の事情にある人その他の婚姻の予約人を含む)以外の人を追加すること
- ④本物件の模様替えその他工作を加えること
- ⑤敷地内に工作物を築造し、または敷地の現状を変更すること
- ⑥玄関の錠の取替え、取付けを行うこと

### 別表第3(第9条第5項関係)

- ①頭書(5)に記載する同居人に新たに親族を追加するとき
- ②14日以上継続して本物件を留守にするとき
- ③乙および丙の氏名・勤務先・連絡先等に変更があったとき
- ④乙が破産等の申立てを行ったとき
- ⑤本物件が損傷し、または損傷するおそれが生じたとき

### 別表第4(第10条関係)

- ①置表の取替え、裏返し
- ②障子紙・ふすま紙の張替え
- ③電球、蛍光灯の取替え(LED含)
- ④ヒューズの取替え
- ⑤給水栓(パッキン)の取替え
- ⑥排水栓(パッキン)の取替え
- ⑦その他費用が軽微な修繕

統一様式一①

## 経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
4/10	コピー機リース代(4月分)	10,450	1/2	5,225
5/23	コピーカウント代 4月分	12,667	1/2	6,333
5/31	固定電話代 4月分	16,931	1/2	8,465
事務費 充当合計				20,023

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 4D10H85

発行日 2024年 4月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認  
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。  
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,450
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が  
機械印字されていないもの及び  
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納  
付につき東  
税務署承認済

※リース・割賦取引のインボイス（速格請求書）について  
1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。  
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の  
消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083  
東京都千代田区麹町5丁目1番地1  
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社



4月分 充当割合 1/2

( 10,450 × 1/2 = 5,225 )

充当金額 5,225円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機  
使用料・賃借料

Canon

領収証

発行日 : 2024年05月28日  
領収証No. : 240500274644

末松文信事務所 御中

¥12,667-

但し 各種保守サービス料金として  
上記の金額正に領収いたしました

2024年05月23日

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
東京都港区港南2-16-6



4月分 充当割合 1/2

$(12,667 \times \frac{1}{2} = 6,333)$

充当金額 6,333 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

固定電話


06-05-31 WTU 16,931 790079646487

4月分

充当割合1/2

$(16931 \times 1/2 = 8465)$

充当金額 8,465 円

店番号	口座番号	繰越済	
		未松	文信 様
	通帳	(銀行コード 0187)	琉球銀行
			

固定電話

琉球銀行

フリガナ

統一様式-①

## 経費区分別支出一覧表

経費区分          人件費


日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/7	職員給与(4月分)	80,000	全額	80,000
6/14	労働保険(令和6年度)	1,500	その他	1,020
人件費 充当合計				81,020

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

(令和6年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
5月7日	80,000	0	480	79,520		4月分
合計	80,000		480	79,520		

{

{

令和 6 年度 雇用職員申告票

議員名 末松 文信

被雇用職員名	[Redacted]		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: )	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外	
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別	

令和6年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名 [Redacted] ●  
住所 [Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員 末松 文信 [Redacted]

勤務の実態を証する提出書類

- 出勤簿
- タイムカード
- その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。



雇 用 契 約 書

氏 名	生年月日
住 所	電話番号

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和6年4月1日 ~ 令和6年4月30日
主な就業場所	名護市宮里448-5 沖縄県議会末松文信事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成等
就業時間	午前10時 ~ 午後5時 (休憩1時間)
休日・休暇	土日祝日
給与(賃金)	月給 80,000円
給与支払日	毎月月末〆切 5日払い
支払方法	直接払い
備 考	残業なし
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 6年 4月 1日

雇 用 者 氏名 末松 文信



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。  
統一様式-⑤

勤務実態申告票

【議員名 末松 文信】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集(新聞・雑誌・書籍・資料等) ・現地調査に係る補助随員(写真撮影、メモ作成等) ・訪問先との連絡・調整等	15%
	研修に係るもの ・研修会の準備・講演会の運営(プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等)	20%
	広聴広報に係るもの ・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配布等	25%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成等	15%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営(資料作成、開催周知、連絡、調整等) ・企業会団体との意見交換会の準備、運営等	10%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成等	10%
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成等	5%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務	政務活動以外については、他の職員が対応しています	

令和 6年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 末松 文信 

被雇用者 

人 件 費

4 月			5 月			6 月					
17日	水	1日	月	17日	金	1日	水	17日	月	1日	土
18日	木	2日	火	18日	土	2日	木	18日	火	2日	日
19日	金	3日	水	19日	日	3日	金	19日	水	3日	月
20日	土	4日	木	20日	月	4日	土	20日	木	4日	火
21日	日	5日	金	21日	火	5日	日	21日	金	5日	水
22日	月	6日	土	22日	水	6日	月	22日	土	6日	木
23日	火	7日	日	23日	木	7日	火	23日	日	7日	金
24日	水	8日	月	24日	金	8日	水	24日	月	8日	土
25日	木	9日	火	25日	土	9日	木	25日	火	9日	日
26日	金	10日	水	26日	日	10日	金	26日	水	10日	月
27日	土	11日	木	27日	月	11日	土	27日	木	11日	火
28日	日	12日	金	28日	火	12日	日	28日	金	12日	水
29日	月	13日	土	29日	水	13日	月	29日	土	13日	木
30日	火	14日	日	30日	木	14日	火	30日	日	14日	金
		15日	月	31日	金	15日	水			15日	土
		16日	火			16日	木			16日	日
出勤			14日	出勤			日	出勤			日
欠勤			日	欠勤			日	欠勤			日
早退			日	早退			日	早退			日
遅刻			日	遅刻			日	遅刻			日

充当割合：政務活動費のみ全額充当

人 件 費

納付書・領収証書

労働保険 国庫金

※取扱庁名  
沖縄労働局

※取扱庁番号  
00075679

徴収勘定 労働科収入及び  
一般提出金収入

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 ※令和 06 年度

労働 保険 番号	都道府県	所 属	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号	※CD	※証券受領
47103004496					000	1	全額

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号：令和19) 令和19年 5月  
※徴収年度(元号：令和19) 令和19年 5月

納付の目的

1. 令和  
 6 年度 1 月  
(金庫又は1月)  
 和  
 5 年度 確定

※取納区分  6  2

※認済区分

※内証券受領

(住所) 〒905-0011 名護市  
字宮里  
148-5

(氏名) 沖縄県議会 末松 文信

EA147B0043334\$42A147B0021667#  
47103004496-000 0021667 E

内 容	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
労働保険料	¥1480
一般提出金	¥19
納付額 (合計額)	¥1499

あて先 〒900-0006  
那覇市  
おもろまち2丁目1番1号  
那覇第2地方合同庁舎3階

沖縄労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。  
領収日付等

出納済  
6. 6. 14  
沖縄海邦銀行  
やんばる支店  
(納付者印)

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

納付書・領収証書

労働保険 国庫金

取扱庁名  
沖縄労働局

※取扱庁番号  
00075679

徴収勘定 労働科収入及び  
一般提出金収入

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 令和 06 年度

労働 保険 番号	都道府県	所 属	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号	※CD	※証券受領
47103004496					000		全額

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号：令和19) 令和19年 5月  
※徴収年度(元号：令和19) 令和19年 5月

納付の目的

1. 令和  
 年度  月  
 ↓  
 期別の請求  
 会費-1(初)期...1  
 2期...2  
 3期...3  
 4期(現年度)4

2. 期別会費-1  
料率別...2

3. 令和  
 6 年度 確定

※取納区分

※認済区分

※内証券受領

(住所) 〒905-0011  
名護市 宮里 148-5

(氏名) 沖縄県議会 議員 末松 文信

内 容	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
労働保険料	¥10
一般提出金	¥1
納付額 (合計額)	¥11

上記の合計額を領収しました。  
領収日付等

出納済  
6. 6. 14  
沖縄海邦銀行  
やんばる支店  
(納付者印)

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

事業主負担(4A6)

(1499 + (-1500))

(1480 - 480 = 1000)  
(1000 + 20 = 1020)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業  
(一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789

事業主控 08 E 0021667  
EA147B0043333\$  
42A147B0021667#

下記のとおり申告します。

年 月 日

① 労働保険番号	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
47103004496-000					

※各種区分		
省轄	保険関係	業種
03	111	9416
		93

あて先 〒900-0006

那覇市  
おもろまち2丁目1番1号  
那覇第2地方合同庁舎3階

沖縄労働局 kny17hxx  
労働保険特別会計歳入徴収官殿

②増加年月日(元号:令和は9) ③事業廃止等年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由

9月 - 6月 - 14日 元号 - 月 - 日 ※項4 項5

④常時使用する労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ※保険関係 ※片保険理由コード

1人 1人 ※項6 項7 ※項9 項10

960	18.50	17760
	3.00	
	15.50	
960	0.02	19

⑪ 区分	算定期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで	
	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率
労働保険料	(イ) 20千円 (項20)	(イ) 1000分の18.50
労災保険分	(ロ) 千円 (項22)	(ロ) 1000分の3.00
雇用保険分	(ホ) 千円 (項26)	(ホ) 1000分の15.50

⑭事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑮事業主の電話番号(変更のある場合記入)

〒 項23 項24 項25 項26 項27 項28 項29

※延納の申請 納付回数 項30

⑯事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑰事業主の電話番号(変更のある場合記入)

〒 項31 項32 項33 項34 項35 項36 項37 項38

⑧⑩⑫⑬⑭⑯の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

17,760	⑱ 申告済概算保険料額
	⑲ 増加概算保険料額
	⑳ ⑱の(イ) - ⑲
	㉑ 法人番号
	000000000000000000 (項39)

⑳ 全期又は第2期又は第3期	(イ) 概算保険料額 ㉒の(イ) + ㉓ + 次期以降の円未満端数	(ロ) 労働保険料充当額 ㉔の(イ) (労働保険料のみ)	(ハ) 不足額(㉔の(ハ))	(ニ) 全期労働保険料 (㉒) - (ロ) 又は (イ) + (ハ)	(ホ) 一般拠出金充当額 ㉕の(イ) (一般拠出金のみ)	(ヘ) 一般拠出金額 ㉖の(ヘ) - ㉕の(ホ)	(ト) 全期納付額(㉒ + (ヘ))
第2期	1480円			1480円		19円	1499円

㉗ 加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険

㉘ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉙ 事業又は作業の種類 事務

㉚ 事業主 (イ) 所在地 (ロ) 名称

〒 項40 項41 項42 項43 項44 項45 項46 項47 項48 項49 項50

住所: 石川市宮里448-5  
名称: 沖縄県議会議員 末松文信事務所  
代表者の氏名: 末松文信

人件費

継続 申告  
 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

事業主控

年 月 日

32700

47103004496-000

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
03	111	9416	93

あて先 〒900-0006  
 那覇市おもろまち2-1-1  
 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

9-6-4-301

沖縄労働局  
 労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦ 区分	労働保険料	
	労災保険分	
	雇用保険分	
	一般拠出金	
⑩ 区分	労働保険料	
	労災保険分	
	雇用保険分	
	増加概算保険料算定内訳	

R641 R6430  
 80 18.5 1480  
 3  
 15.5  
 80 0.02

消滅

⑩ 申告済概算保険料額	円
⑪ 増加概算保険料額 (⑩の(イ)-(ロ))	円

⑫ 第1期又は 第2期 第3期	(イ)概算保険料額 (⑩の(イ)-(ロ) + 次期 以降の内表繰越数)	(ロ)労働保険料充当額 (⑩の(イ) (労働保険料分のみ))	(ハ)不足額(⑫の(ハ))	(ニ)今期労働保険料 (⑫の(イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ)一般拠出金充当額 (⑫の(イ)-(ロ)一般拠出金分のみ)	(ヘ)一般拠出金額 (⑫の(ハ)-(ホ))	(ト)今期納付額((ニ)+(ヘ))
	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円

⑬ 加入している 労働保険	(イ)労災保険 (ロ)雇用保険	⑭ 特掲事業	(イ)該当する (ロ)該当しない	⑮ 郵便番号	⑯ 電話番号
				705-0011	(980)4P -5000
⑰ (イ)所在地					
(ロ)名称					
⑰ (イ)住所 (法人のときは その所在地)	那覇市おもろまち 442-5				
(ロ)名称	沖縄県議会 平松文信事務所				
(ハ)氏名 (法人のときは 代表者の氏名)	平松文信				

人件費